

私にもできる法整備支援

志賀・飯田・岡田法律事務所
弁護士 志賀 剛 一

はじめに

私ごときが法整備支援に携わる弁護士などと自称するのはまことに汗顔の至りであり、他に立派な先生方が多数おられるということは、単なる謙遜でもなんでもなく、冒頭に強く申し上げておきたいと思えます。しかしながら、現在、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）のアドバイザーグループ（以下、「AG」といいます。）の一員として、微力ながらラオスの法曹養成をお手伝いさせていただいているのは事実であること、また、司法研修所教官時代に同じクラスを受け持った教官であり、お世話になった阪井光平部長から直接、本稿の執筆要請を受け、気の弱い私としては到底お断りできる状況になかったことから、これを書いております。

法整備支援に携わることになった端緒

ラオスとは直接関係ありませんが、私が法整備支援（人材育成支援）メンバーの端くれになった契機を始めにお話させてください。

私は41期の司法修習を終え、平成元（1989）年に弁護士登録いたしました。渉外業務も取り扱う事務所に入所し、短期ながらアメリカ合衆国のサマースクールに留学するなどしてはいたものの、主として国内訴訟事件を担当していたので特に海外に深く関わることなく弁護士として過ごしておりました。皆様もご経験があるかと存じますが、同じ仕事を10年もやっておりますと、多忙な弁護士業務の中で惰性に流れ、仕事自体がやや単調に感じてまいります。そんなある日、日弁連の機関雑誌である「自由と正義」に「国際的司法支援の様々なかたち—カンボディアで汗を流した弁護士たち—」という寄稿を目にしました（自由と正義1999年8月号）。そこにはアメリカのサマースクールで一緒した矢吹公敏弁護士（39期）が、パリ和平協定後、1998年7月に初の自主的な総選挙を行ったカンボジア（論稿はすべて「カンボディア」表記となっておりますが、ここでは通常の呼称に従い、カンボジアと表記します）において、国際選挙監視団の一員として参加された経験が語られていました。この時期のカンボジアは前年に人民党とフンシンペック党の大規模な武力衝突が起きるなどし、さらに、地雷やマラリアの危険はもちろんのこと、依然としてクメール・ルージュが出没するという状況の中、郡部まで車で行き投票や開票を監視する活動をされた様子が詳細に述べられていました。無事に重責を果たされた後、「その日の夜は幾多の流れ星が流れる満天の星空であった。筆者は、この日を一生忘れないと思う。」と書かれているのを読み、そのような満天の星空が見たくなった私は、居ても立っても居られなくなり、矢吹公敏弁護士に連絡しました。そのとき、矢吹弁護士から「志賀さん、何でもいいから、やれることから始めようよ」と言われたのがきっかけで、日弁連

国際司法支援活動弁護士なるものに登録をすることになりました。

カンボジアへ

1999年3月からJICAの重要政策中枢支援としてカンボジア法整備支援プロジェクトが開始され、民法および民事訴訟法の起草に協力する専門家として日弁連からも弁護士が派遣されていました。当時、カンボジアでは法曹養成制度の再構築が進められていました。皆様ご存知のとおり、カンボジアはポルポト時代に法律家が多数殺害されたり国外へ逃亡したりしたため、法曹教育を受けた弁護士がほとんど存在していない状態でした。その後、欧米の支援により弁護士養成校がいったん設立されるのですが、資金難等の理由で頓挫し、2002年、JICAの小規模パートナーシップ事業として日弁連とカンボジア弁護士会との間で協定を締結し、日本の支援による新たな弁護士養成校（Lawyers Training Center：LTC）がプノンペン法科経済大学の一角に開校しました。結局、矢吹弁護士が選挙監視団の一員として訪れた記事を読んだ数年後、私は、このLTCの講師として同じカンボジアの地を踏むこととなったのです。

2回のセミナー

2003年の12月には民事執行法を、2005年7月には尋問技術についての講義をLTCで行いました。そのときの通訳は、このICD NEWSでもお馴染みのスワイ・レンさんでした。

2003年12月に行われたセミナーでは民事執行法を中心に講義を行いました。カンボジアの民事訴訟法・民事執行法は日本の法整備支援により起草されているので、日本法の知識がほぼそのままカンボジア法の講義として使えます。とはいえ、私自身、海外の法曹関係者を前に講義を行うのは初めての経験であり、通訳さんとの「間」の取り方も慣れておらず、初日はグッタリ疲れてしまったのを覚えています。聴講者は現地の弁護士、LTCの学生等でしたが、ディフェンダーと呼ばれる特別な弁護士の資格を付与された人たちを中心に、正式な法曹養成制度による教育を受けていない既存の弁護士たちが講義の筋とは外れた質問や意見を延々と述べ始めるなど、かなり混沌とした雰囲気の中で講義を進めました。LTCの学生は、女性を中心に前の方の席に陣取り、熱心に聴いてくれました。さて、ランチタイム。セミナー会場の中庭で皆で食べるのですが、昼休みは2時間！さらに驚いたことに、2時間経ってもほとんどが会場に戻ってこない！自宅に帰って昼寝をしておられる方もいたと聞きます。午後は聴講者が半分ぐらいに減りました。午前中、講義に無関係な質問を繰り返していたベテラン弁護士の大半は、午後には姿を消していました。また、このセミナーでは、昼食が無料だったようで、ランチを食べて帰ってしまった人もいたとのことでした。翌日以降もだいたい同じ状況であり、ランチが済むと、午後の人数はぐんと減りました。

2度目のカンボジアでの講義は、2005年7月でした。今度は尋問技術についてのセミナー講師として赴きました。壇上に上がると、セミナーの第1コマ目に最前列に陣取っている女性と目が合い、笑顔で会釈してくれました。2年前にもLTCの学生として同じ席

で講義を受けていた人たちでした。無事に弁護士になれたのかな、と思いながら講義を始めると、彼女たちは私が喋るつど、通訳が入る前に頷いていることに気がきました。休憩時間に「日本語がわかるのですか」と日本語で尋ねたところ、恥ずかしそうに「少しだけ勉強しています」と答えてくれました。もちろん、立派に弁護士資格を取得していました。私が、LTCによる教育が着実に成果を上げていることを肌で感じた瞬間でした。矢吹弁護士が見た「幾多の流れ星が流れる満天の星空」をプノンペンで見るとは叶いませんでしたが、日常業務では味わったことのない満足感を味わいながら帰国の途につきました。

その後は、本邦研修で来日されたカンボジアの弁護士を受け入れる際のお手伝いをしておりましたが、JICAの小規模パートナーシップ事業自体が期限を迎え、これにあわせて私のささやかな法整備支援体験も終了することとなりました。

司法研修所と修習委員会

2008年4月から2011年3月まで、ご縁をいただいて司法研修所の民事弁護教官を委嘱され、3年間、弁護士業と二足の草鞋を履くことになりました。ちょうど法科大学院制度による司法修習生が誕生したばかりの新修習の黎明期であると同時に、旧試験組も併存しており、カリキュラムの設計や教材作りにもずいぶん苦労しました。体力的にも経済的にも非常にタイトな期間でしたが、日本全国に教え子という「宝」ができ、弁護士人生の中でも最も充実した3年間であったかもしれませぬ。また、裁判教官や検察教官とも親しくさせていただき、すっかり忘れかけていた「法曹一元」なる言葉を再認識した期間でもありました。弁護士を何年もやっていると、どうしても同業同士の付き合いばかりになりますが、尊敬できる裁判官や検察官と酒を酌み交わしながらいろいろな話ができただことは、私にとってかけがえのない財産となりました。

なお、弁護教官の場合、これで終わるわけではなく、「後三年の役」などと揶揄される様々なお役目が始まります（実はまだ「前九年の役」の最中なのではないかという有力説もあり）。教官の解職辞令を受け、東日本大震災の傷も癒えぬ中で司法試験の考査委員を拝命し、その後も東京弁護士会司法修習委員会委員長、日弁連司法修習委員会副委員長などの「役」が次々と回ってまいりました。

日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究

日弁連司法修習委員会副委員長を拝命していた2014年の初夏、司法研修所の元刑事弁護上席教官であった升味佐江子弁護士から電話が入りました。「ラオスに今度法曹一元式の司法研修所ができるらしい。その関係者が来日して日本の司法修習制度を研修する。私は刑事弁護担当なので、志賀さんには民事弁護に関するレクチャーをお願いしたい。」そんな趣旨の電話でした。司法修習、法曹一元、ラオス。こんな言葉を聞いたら心が動かざるを得ません。早速手帳を開き、予定を書き込みました。これが2014年8月に開催された日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究であり、この時、日弁連によって実施されたラオス弁護士会本邦研修と一部プログラムが共同実施されていたのですが、私は法務省側の

一員として参加しました（あまり自覚はなかったのですが、実はこれがAGのメンバーとなる契機となりました）。私は教官OBというより、むしろ司法修習委員会の立場で実務修習に関する日本のやり方や実情を説明し、ラオス側にもいくつかの提案を行いました。

ラオス側からは裁判所・検察庁・弁護士会（弁護士は日弁連の招へい）・法科大学のそれぞれから幹部クラスが来日しており、極めて熱心な討議が行われました。しかしながら、ラオスが計画していた「National Judicial Training Institute」（以下「NJI」といいます。）の開所予定は2015年1月と聞いていたので、この準備状況で間に合うのかどうか、正直なところかなり不安を抱いていましたが、その後、課題を抱えながらも開所したようです。2015年夏にも本邦研修が行われ、ラオスから関係者が来日しました。「司法修習における弁護修習・弁護士研修～カリキュラム検討・教材開発を中心に」というタイトルで、講義・意見交換を行いました。このときは、法曹養成のみならず、日本では新人登録弁護士にどのような研修を行っているかという視点からの講義が盛り込まれました。

ヴィエンチャンへ

AGがどのようなものか、あまり詳細な説明を伺った記憶がないのですが、その後、どうやら私の名前がAGメンバーとして登録されたようです（何か書類も届いたような気がします…）。テレビ会議を含め、ラオス側の関係者とも何度か顔を合わせていると、親近感も湧いてきます。百聞は一見に如かず、そろそろヴィエンチャンへ行ってみたいという気持ちが密かに芽生え始めていたころ、現地駐在の須田大検事からお声掛けをいただき、2016年の3月に初めて現地へ行くことになりました。このときは、日本の司法修習で使っている教材を題材に、講義の実際を体験し、教材作りに活かしてもらおうという現地セミナーの企画でした。ここで、一つ問題が生じました。司法研修所で用いられた教材は、生の事件を元に作成されているため、門外不出となっており、たとえ元教官とはいえ、簡単に用いることはできないのです。元々、日本では司法修習生が丸一日かけて行う起案をラオス側の出席者にやっていただくこと、さらに丸一日かけて行う講評を再現すること自体が困難であるので、エッセンスだけを理解していただけるような事例式教材の作成が必要でした。翻訳の関係で時間的な制約もあり、ドタバタしながらも工夫を凝らし、なんとか司法研修所っぽい事例を2問作成し終えました。

一日早く現地入りしておられた元刑事裁判教官の波床昌則弁護士と現地で合流し、2日目の講義を担当させていただきました。

部屋に入り、参加者を見ると、裁判官や検察官、大学関係者ばかりで弁護士が誰も来ていませんでした。当然のことながら、NJIは法曹三者で運営されているはずであり、まして私は元民事弁護教官の立場で赴いているのですから、弁護士の参加がないことにやや寂しさを覚えました。

また、彼らが求めているのは講義用のハンドブック（より直截に言うならば「アンチョコ」）のようなものであり、生の事例を用いた教材作りには躊躇を感じているような様子が窺えました。今は各講師が自ら用意した教材を用いてバラバラに教えているのだそうで

す。波床弁護士からも「我々も、試行錯誤を繰り返しながら何度も教材を改訂してきた。批判を恐れず、まずは作って見たらどうか。」とのアドバイスがありました。なかなか進捗していないようです。

私の講義はワークショップ方式で行いました。すなわち、具体的な訴訟事件を題材とした訴状と聴取記録をもとに、一定時間を与えてグループごとに検討してもらい、答弁書の作成や、契約の成否、追認の有無が争点となる具体的な設例に基づく被告反論の骨子作成についての発表、意見交換をいたしました。人数もそれほど多くなかったため、双方向型のワークショップ実施が可能となりました。ときおり、方向性を違えた質問・意見があったものの（日本人と異なり、カンボジアでもラオスでも皆さん積極的に発言されます）、法制度が異なる前提でディスカッションしていただくわけですから、法的な正解を求めるわけではありません。受講者からは「考え方」や「思考過程」を教えることが重要であることに気付いたとの発言もあり、おおむね趣旨はご理解いただけたのではないかと自負しております。

皆様もご承知のとおり、司法研修所の起案ではどの科目でも、混とんとした生の事実から法的に重要な事実をいかに拾えるかが試されます。民事弁護も例外ではありません。たとえば、「信頼関係を破壊しているとはいえない特段の事情」にあたる事実は何か。ラオス側の受講者が挙げる諸事実は、我々日本の法律家が挙げるであろう諸事実と、かなりの部分が一致しました。ときおり、我々とは異なった視点からの鋭い指摘もあり、啓発されるどころも大でした。法制度も文化も慣習も異なる日本とラオスの間においても、法律家が事実を見る眼は共通しているということを改めて認識しました。

帰国後、今度は日弁連の国際交流委員会から声がかかりました。2016年8月にヴィエンチャン弁護士会のメンバーが来日したのです。私は、再度同じような講義を行いました。先方にもいろいろ事情があるとは思いますが、ぜひとも判検弁一緒に研修を受けていただくよう希望したいところです（注。当初の原稿にはそのように書いていたのですが、本年2月の本邦研修は法曹三者すべてが揃って来日するようであり、嬉しい限りです）。



セミナーを終えて

結び

「カンボジアへ行ってきた」「ラオスへ行ってきた」と企業に勤める友人に話すと、だいたい「どんなメリットがあるのか」という問いが返ってきます。企業としては当然の発想なのかもしれませんが、私は苦笑しながら「楽しいから行っている」と答えています。国際司法支援も、ロースクール世代の若手がどんどん参加してくれるようになってきました。法整備支援、とりわけ人材育成支援活動は即効性を期待できるものではないと思います。私のようなロートルがいつまでお役に立てるのか、甚だ心もとない限りですが、声がかかる限りにおいて、微力ながらこれからもお手伝いをさせていただく所存です。